

医道審議会齒科医師分科会  
齒科医師国家試験制度改善検討部会(第2回)

日時 令和7年3月4日(火) 13:00～

場所 厚生労働省 3階 共用第6会議室

○小笠原試験免許室長補佐 定刻となりましたので、ただいまより「歯科医師国家試験制度改善検討部会」第2回を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、栗田委員、山本委員、山口委員がオンラインで御出席いただいております。

初めに、森審議官から御挨拶を申し上げます。

○森審議官 審議官の森でございます。本日は、大変お忙しい中「歯科医師国家試験制度改善検討部会」に御出席いただき、誠にありがとうございます。

先生方には、昨年8月からワーキンググループを含めて計7回の会議で現行の歯科医師国家試験の在り方について御議論いただきまいりました。歯科医師国家試験は、我が国の歯科医療の質を確保する上で重要な意味を持ち、国民の関心も大変高いものであると認識しております。その重要性に鑑み、本日も最後まで御議論を尽くしていただきますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○小笠原試験免許室長補佐 今回の検討は公開となっておりますが、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきます。

(カメラ撮り終了)

○小笠原試験免許室長補佐 それでは、以後の進行は一戸部会長にお願いいたします。

○一戸部会長 先生方、こんにちは。今日は年度末のお忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

ただいま審議官からもお話がありましたように昨年来、歯科医師国家試験の制度改善、ワーキンググループをつくりまして様々検討していただきました。その最終案が今日まとまってきたので、この部会で検討していただきまして最終案を確定させていただきたい、そういう作業でございますので、どうぞ御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から本日の会議の資料の確認、それから、取扱いについて御説明をお願いいたします。

○小笠原試験免許室長補佐 それでは、本日お配りしております資料について御確認をお願いいたします。

まず、議事次第、委員名簿、座席表、事務局からの連絡事項に加えまして、

資料1 歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書(案)

資料2 歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書参考資料(案)

また、机上には第117回歯科医師国家試験問題

令和5年版 歯科医師効果試験出題基準

令和4年度改訂版 歯学教育モデル・コア・カリキュラム

令和6年版 医師国家試験出題基準

令和5年版 保健師助産師看護師国家試験出題基準を配付させていただいております。

乱丁・落丁がございましたら、事務局までお申しつけください。

前回の会議資料につきましても机上に御用意させていただいております。

事務局からは以上でございます。

○一戸部会長 ありがとうございます。

お手元の資料はよろしいでしょうか。

それでは、先ほど申し上げましたが、これまでのワーキングで御議論いただきました内容、これが報告書の案になっておりますので、この内容について本日御検討いただければと思います。

分量が多いので、一つずつ項目ごとに御確認をいただきたいと思いますが、事務局から御説明をお願いいたします。

○小澤試験専門官 事務局の小澤です。よろしく願いいたします。

それでは、ピンクの表紙の資料1、報告書（案）という資料を開けていただければと思います。

まず、I「はじめに」を読み上げていきます。歯科医師国家試験は、歯科医師法（昭和23年法律第222号）、第9条に基づき「临床上必要な歯科医学及び口くう衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能」について行われている。日本の歯科医療の質を担保する上で重要な試験であり、歯科保健医療や歯学教育、社会情勢の変化に合わせて改善を行い、質の向上に努めてきた。直近では、歯科医師国家試験制度改善検討部会報告書（令和3年3月）を踏まえ、第116回歯科医師国家試験（令和5年）から出題内容や合格基準の改善等が行われた。

歯学教育モデル・コア・カリキュラムの令和4年度改訂版が令和4年11月に公表され、医師及び歯科医師に求められる基本的な資質・能力が共通化され「情報・科学技術を活かす能力」や「総合的に患者・生活者をみる姿勢」が新設された。

令和3年5月には歯科医師法が改正され、厚生労働省令で定める共用試験に合格した歯学生は、臨床実習において歯科医業をすることができることとされ（令和6年4月施行）、今後、同試験への合格が歯科医師国家試験の受験資格要件となる（令和8年4月施行予定）である。

歯科医師臨床研修は平成18年度の必修化以降、おおむね5年ごとに見直しが行われており、現在、歯学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂や、歯科医療提供体制に関する近年の検討状況等を踏まえて、令和8年度の制度改正に向けて検討が行われている。

これら歯科医師養成の過程における改正や検討状況を踏まえつつ、シームレスな歯科医師養成を考慮した歯科医師国家試験のあり方等について、令和6年8月に設置された医道審議会歯科医師分科会歯科医師国家試験制度改善検討部会において、ワーキンググループを含め8回にわたり議論を重ねた。

今般、歯科医師国家試験の改善に関する基本的な方向性等についての意見を取りまとめたので、ここに報告する。

以上です。

○一戸部会長 まず「はじめに」について今読み上げていただきましたが、この部分で何かお気づきの点等はございますか。この部分は特段よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、一旦先に進めさせていただきます。

Ⅱの「歯科医師国家試験について」の1番、共用試験との関係について、ここの部分について御説明をお願いします。

○小澤試験専門官 Ⅱ「歯科医師国家試験について」の1. 共用試験との関係について、平成17年に、診療参加型臨床実習開始前に備えるべき知識と、技能・態度を評価する共用試験がトライアルを経て正式に実施を開始し、歯学教育モデル・コア・カリキュラムにおける卒業までに取得すべき到達目標のうち、診療参加型臨床実習開始前までに到達すべきレベルを考慮して実施されている。

令和2年に公表された医道審議会歯科医師分科会報告書「～シームレスな歯科医師養成に向けた共用試験の公的化といわゆるStudent Dentistの法的位置づけについて～」を踏まえて歯科医師法が改正され、令和6年4月から共用試験に合格した歯学生が臨床実習として歯科医業を行うことができる旨が歯科医師法に明記され、同試験への合格が歯科医師国家試験の受験資格要件になることについて令和8年4月から施行予定であることをもって共用試験が公的化された。

一般的に公的化された共用試験（以下「公的化共用試験」という）で出題される臨床実習前に到達すべきレベルの内容について、歯科医師国家試験で改めて出題することの必要性の有無が論点とされた。これについて本部会で検討した結果、臨床実習前に習得すべき単純な知識を問う問題は、歯科医師国家試験においては出題する必要がないという意見があった一方で、公的化共用試験と歯科医師国家試験の出題範囲については一部重複する場合があります、出題範囲による明確な差別化は困難であるという意見があった。

診療参加型臨床実習に参加するために合格しなければならない試験として共用試験が位置づけられたことから、臨床実習開始前に修得すべき知識については公的化共用試験で出題し、将来的に歯科医師国家試験では診療参加型臨床実習で培った能力を評価できる出題を行うことについて、それぞれの試験のあり方や実施状況を踏まえ、公的化共用試験の実施機関である公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構と連携の下、引き続き議論を行う必要がある。

以上です。

○一戸部会長 ありがとうございます。

共用試験との関係についてという部分ですが、お気づきの点、いかがでしょうか。

田口委員、どうぞ。

○田口委員 細かいことで恐縮ですが、2ページ目の2ブロック目の上から4行目のほうに臨床実習前に習得すべきの習が習うになっています。それから、3ブロック目の上から2行目は修めるの修得になっています。これはあえてそうしているのであれば、それで結構かと思います。

○小澤試験専門官 2ブロック目の4行目臨床実習前に習得の習の字、これはおっしゃるとおり修学の修としますので訂正しておきます。

先生、もう1か所を聞き漏らしてしまったのですが。

○田口委員 同じ3ブロック目の上から2行目が修めるのになっているので合っていないということです。

○小澤試験専門官 これは3ブロック目の2行目のほうで統一します。

○田口委員 もう1点、これは表現の問題かもしれませんが、1ページ目の下から2行目のところ「歯学教育モデル・コア・カリキュラムにおける卒業までに取得すべき到達目標」という表現が、何となく目標は取得するものではなくて到達するもののような気がするのです。そうすると、卒業までに到達すべき目標のうちとか、到達目標という言葉が1フレーズで決まっているのであれば変えようがないのかもしれないですけども、そこが気になりました。

以上です。

○小澤試験専門官 ここについてはほかのところの文章を参照して、後で確認して修正しておきます。到達すべき目標でよろしいかと思えます。

○一戸部会長 田口先生、ありがとうございました。

習得の習を修めるという字に統一するというのと、1ページ目の下から2行目、到達すべき目標のうちという表現がいいだろうということでございます。

今の点はよろしいでしょうか。

ほかには何かお気づきの点がございますか。よろしいでしょうか。

では、ここも今の2点を修正ということで、先に進めさせていただきます。

今度は問題数についてお願いいたします。

○小澤試験専門官 問題数について、現行の歯科医師国家試験の問題数は必修問題80題、一般問題（総論）100題、一般問題（各論）80題、臨床実地問題（100題）の計360題である。この現行の問題数については、必修問題や一般問題で出題される内容の一部は既に共用試験で出題されているため、一般問題を中心として削除すべきという意見がある一方で、公的化共用試験で出題された内容のうち、重要な事項や正解率の低い事項については歯科医師国家試験でも問うべきという意見もあることから、公的化共用試験の実施状況を踏まえて引き続き議論を行う必要がある。

以上です。

○一戸部会長 ありがとうございました。

問題数についてというところでございますが、何かお気づきの点はございますか。

斎藤先生、どうぞ。

○斎藤委員 2段落目の「重要な事項や正解率の低い事項については」という表現についてです。このままでもよろしいかとは思いますが、共用試験では極端に正解率の低い問題は事後評価の過程でプール問題から削除されていきますので、そういった問題は

プール問題として残っていないです。重要な事項を歯科医師国家試験でも問うべきというのはそれでよいと思いますが、繰り返しになります、しっかりと出題管理がされていますので、極端に正解率の低い問題は採点対象問題としてはありません。

○小澤試験専門官 これはワーキングの議論の中で、共用試験で出されていたとしても、もし、そこで解けていなかった問題があった場合に、そこについても検討する必要があるという議論はあったかと思しますので、今残っているものというよりも、出されてその結果がどうであったかというのを見るという意図で記載していたつもりです。

○斎藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○一戸部会長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、この部分はこのままということにさせていただきたいと思えます。

続きまして、合格基準をお願いいたします。

○小澤試験専門官 3. 合格基準について、現行の合格基準は、必修問題の得点、一般問題及び臨床実地問題のうち、総論の得点、各論の得点という複数の領域において、領域ごとに基準点を設けて全領域で基準点に達することを求めている。

必修問題は歯科医師として必ず具有すべき基本的な最低限度の知識及び技能を有する者を識別する目的で出題されており、絶対基準で評価している。一般問題及び臨床実地問題は問題の難易度による合格率の乱高下を防ぐ観点から相対基準で評価している。

一般問題及び臨床実地問題のうち、各論は「各論ⅠとⅡ」「各論Ⅲ～Ⅴ」の2領域に基準点を設けていたが、前回の本部会報告書の提言において「臨床に即した問題の出題推進に伴う領域横断的な出題の増加」と「偶発的な要因で不合格となるリスク」の観点から領域を細分化する意義が薄いとされたことを踏まえ、各論は1領域として基準点を設けることにより、第116回歯科医師国家試験（令和5年）から新しい合格基準が適用されている。合格基準の変更による影響について、本部会において評価の統計的信頼性等の観点から分析・検討を行ったが、評価の質の著しい低下が認められなかったため、現行の合格基準を引き続き採用する。

なお、合格基準については、現行の合格基準の適切性を検証しつつ、引き続き議論と検討を行う必要がある。

以上です。

○一戸部会長 ありがとうございます。

合格基準の部分ですがいかがでしょうか。お気づきの点があれば。

最後の「なお」のところ、マスが2つ入っていましたので、そこを一つ削らせていただきます。

ほかはいかがでしょうか。

櫻井先生、どうぞ。

○櫻井委員 分かりにくいかなと思うところについて意見を述べさせていただきたいので

すが、合格基準の総論の得点と各論の得点と分かれていますけれども、それまで既出の問題については、一般問題（総論）一般問題（各論）と臨床実地問題となっていて、総論と各論の区別が分かりにくいのかなというところを少し指摘させていただきます。

○小澤試験専門官 この記載につきましては、基本的には過去のを踏襲しており、大きな変更はないですがもう少しわかりやすく記載するという意図ですか。

○櫻井委員 括弧書きでもよろしいかと思うのですが、それが初めて読んだ人にも分かるような書きぶりにしたほうが理想的かなと思って意見させていただきました。

○小澤試験専門官 これは今までの情報の出し方として、恐らく一般問題と臨床実地問題のうち、総論と各論としていたと思うので、このままとさせていただければと思います。

○一戸部会長 これまでもこの書き方でしたかね。よろしいでしょうか。

ほかにお気づきの点はよろしいですか。

ありがとうございました。進めさせていただきます。

最後の「なお」の前のマスの一つだけ減らすということです。

4番目、出題形式についてということをお願いいたします。

○小澤試験専門官 出題形式について、現行の出題形式としてAタイプ（5つの選択肢から1つの正解を選ぶ形式）、X2タイプ（5つの選択肢から2つの正解を選ぶ形式）、X3タイプ（5つの選択肢から3つの正解を選ぶ形式）、X4タイプ（5つの選択肢から4つの正解を選ぶ形式）、XXタイプ（5つの選択肢から正解数を指定せずに全ての正解を選ぶ形式）、LAタイプ（6つ以上の選択肢から1つの正解を選ぶ形式）、計算問題（数値を回答させる非選択形式）及び順序問題（治療手順等を回答させる非選択形式）が採用されている。

必修問題はAタイプのみ採用されていたが、前回の本部会報告書において、問題に多様性を持たせ、出題内容に即した形式を柔軟に選択できるよう、Aタイプに加えてX2タイプを採用することについて提言があり、第116回歯科医師国家試験（令和5年）から採用されている。

実施状況の分析結果等を踏まえ、引き続き必修問題にX2タイプを採用することとするが、出題に際して必修問題としての適切性については十分に留意する必要がある。

一般問題と臨床実地問題の出題形式のうち、XXタイプは受験者の知識・臨床能力をより適切に評価していく観点から、平成19年の本部会報告書にて導入すべきであると提言され、第102回歯科医師国家試験（平成21年）から導入されたが、受験生への心理的負担が強いという意見があり、また、実施状況の分析結果から、ほかの出題形式と比較して、受験者の能力をより適切に評価する出題方式であるとは言えないものと考えられたため、第119回歯科医師国家試験（令和8年）から廃止する。その他の出題形式については引き続き採用するが、X3タイプ、X4タイプ、LAタイプ、計算問題及び順序問題については、引き続き問題の質を十分に考慮する必要がある。

以上です。

○一戸部会長 ありがとうございました。

4番目の出題形式についてということですがいかがでしょうか。よろしいですか。  
ありがとうございます。では、一旦このままで進めさせていただきます。

続きまして、出題内容です。お願いいたします。

○小澤試験専門官 5. 出題内容等について、(1) 出題基準について、<1> 出題基準の改定について、シームレスな歯科医師養成の観点から、公的化共用試験及び歯科医師国家試験を受験する歯学生が受ける歯学教育の一貫性の担保を図ることが重要であり、歯学教育モデル・コア・カリキュラムと歯科医師国家試験出題基準の整合性を保つ必要がある。

現在、歯科医師国家試験出題基準は、本部会報告書の内容を踏まえ、おおむね4年に一度改定が行われている。しかし、歯学教育モデル・コア・カリキュラムの内容に準拠した出題が行われる共用試験が公的化されたことを踏まえ、今後は歯学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂状況や公的化共用試験の実施状況を踏まえて、出題基準の改定時期について決定することとする。

具体的には、歯学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）による歯学教育を受けた歯学生が初めて歯科医師国家試験を受験する第123回歯科医師国家試験（令和12年）に公的化共用試験の実施状況等を踏まえた出題基準を適用することとする。一方で、令和5年版歯科医師国家試験出題基準は令和3年3月に公表されたことから、用語や社会情勢の変化などを踏まえた必要最小限の改定を行い、令和9年版歯科医師国家試験出題基準を第120回歯科医師国家試験（令和9年）から第122回歯科医師国家試験（令和11年）まで適用することとする。

<2> 令和9年版歯科医師国家試験出題基準で充実させる事項について、歯科医師臨床研修の制度改正に関する議論や、近年の社会情勢、歯科保健医療をめぐる状況を踏まえ、次の項目の充実を図る。

情報倫理及びデータ保護に関する原則に関する内容、マイナンバーカードの健康保険利用（マイナ保険証）やオンライン資格確認、診療録の電子化等、臨床現場で健康・医療・介護に関する情報の電子化が進んでおり、情報倫理及び個人情報を含むデータ保護のあり方について理解することが望ましい。

病院歯科等の役割に関する内容、令和6年5月に公表された「歯科医療提供体制等に関する検討会」中間取りまとめにおいて、病院歯科と歯科診療所等との連携、注釈※1を推進することの重要性や、病院歯科の規模・機能等により専門性の高い歯科医療の提供や地域の歯科医療機関の後方支援機能等、歯科医療提供体制を検討するに当たり、その果たす役割は大きいことから、地域の拠点となる病院歯科の役割について理解することが望ましい。

こちらなのですが、後ろに注釈がついておりまして、最後の9ページのところを読み上げます。※1 病院歯科と歯科診療所等との連携、歯科医師国家試験において、病院歯科と連携する歯科診療所等とは、具体的には歯科診療所（訪問歯科診療を行う歯科診療所を含む）、口腔保健センター、介護施設、地域包括支援センター等を示すとなっております。

以上です。

続きまして<3>出題基準における歯科医学各論について、歯科医師国家試験合格後、診療に従事しようとする歯科医師は臨床研修を行うこととなっており、歯科医師として臨床研修において指導歯科医の下で診療に従事するのに必要な知識及び技能を有することが求められる。シームレスな歯科医師養成の観点から、特に出題基準の歯科医学各論の領域の事項については、臨床研修で必要とされる水準の知識及び技能について問う内容とするよう、出題基準の項目について引き続き検討することとする。

(2) 英語問題について、平成19年の本部会報告書において、歯科保健・医療分野におけるグローバル化を考慮した試験のあり方について検討していくことが望ましいとされ、第107回歯科医師国家試験（平成26年）から必修問題において英語問題が出題されている。

しかし、近年出題された問題について正答率の変動が大きく、歯学生にとっても学習が困難な領域となっている。歯科医師として具有すべき英語能力について問う出題については、外国人患者への診察を行う際に必要な基礎的な英語の能力を中心とすることが望ましい。

以上です。

○一戸部会長 ありがとうございます。

出題の内容についてということで少し量が多いですが、何かお気づきのところがあればお願いいたします。

三浦先生、どうぞ。

○三浦委員 本文のほうではなく、9ページの注釈のほうでございます。※1、病院歯科と歯科診療所等との連携というところの2行目、口腔保健センターという言葉ですけれども、この口腔保健センターだけが法的に決められているものではありません。似た言葉に口腔保健支援センターという言葉があるので、そこと混同しないようにする必要があります。例えば歯科医療提供体制等の中間取りまとめのときには、口腔保健センターの前に「いわゆる」という語句をつけて記載をしたところですが、この記載方法というのはいつも公的文書のところで悩ましいところではありますが、今回も少しその点、ほかの文書と書きぶりを合わせていただいたほうがいいかなと思いますので御検討ください。

○小澤試験専門官 ありがとうございます。

各文書と書きぶりを合わせたいと思います。

○一戸部会長 ありがとうございます。

これは追って検討させていただいて、書きぶりを統一するようにいたします。

斎藤先生、どうぞ。

○斎藤委員 細かいところなのですが、3段落目の「具体的には」のところ、歯学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）による歯学教育を受けた歯学生というところなのですが、令和4年度改訂版を強調したいのであれば、この括弧は不要で、歯学教育モデル・コア・カリキュラム令和4年度改訂版でいいのではないかと思います。

1 ページ目、2 段落目のところに歯学教育モデル・コア・カリキュラムの令和 4 年度改訂版とあるのですが、ここも「の」は要らないのではないかと。表記をそろえたほうがいいのではないかと思いますので御検討をお願いいたします。

○小澤試験専門官 こちらは関係するところとも調整しながら、1 ページ目のところと表記を合わせさせていただきます。ありがとうございます。

○一戸部会長 ありがとうございます。

確かに表紙には括弧がついていないです。モデル・コア・カリキュラム令和 4 年度改訂版と 2 行にわたって書いてあったと思いますので確認をお願いいたします。

山口委員、どうぞ。

○山口委員 私も 9 ページの※の歯科診療所等の説明のところなのですが、3 行目に、歯科診療所、それから、口腔保健センター、介護施設、地域包括支援センター等と、またここに等が出てくるのですが、これはほかにもまだあるということなのでしょうか。それともこの先にまた何かそれに類することが出てきたときのための等なのでしょうか。等の説明にまた等がついていると思いました。

○小澤試験専門官 ありがとうございます。

ここは事務局でも非常に悩んだところでありまして、等の具体的説明として後ろに注釈をつけてはいたのですが、一方で、出題の際にあまり縛られないようにしてほしいという御意見もあったところで、一応原案では等をつけてはいたところではございます。ここも先生方の御意見をいただければと思います。

○一戸部会長 いかがでしょうか。最後の等をつけておくか、あるいは取って単純明快にしたほうがいいのかということだと思います。

三浦先生、この辺はどうでしょうか。

○三浦委員 多分幅広に取っておいたほうが安全策ということで「等」を入れているのですよね。そこはよく分かるのですが、山口委員がおっしゃっているのもよく分かることです。「等」の説明に「等」がつくのがおかしいのではないかとすることは大変理解できるのですが、幅があるので「等」は入れておいたほうが良いような気が個人的にはします。

○一戸部会長 ほかにいかがでしょう。

山口先生、今のような御意見で、少しぼやかした部分もあったほうが使い勝手がいいのではないかとことなのだと思いますがいかがでしょうか。

○山口委員 そういうことであれば、いたし方ないかなと思います。

○一戸部会長 ありがとうございます。

よろしいですか。では、ここはそのまま残すことにさせていただきたいと思います。

ほかにお気づきの点はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、一旦先に進めさせていただきます。

今度はⅢをお願いします。

○小澤試験専門官 III「歯科医師国家試験受験資格認定について」です。

外国の歯科大学（歯学部）を卒業した者、または歯科医師免許を取得した者が、我が国で歯科医師国家試験の受験資格を得るには、厚生労働大臣による認定が必要であり、ここは「と」が不要です。失礼いたしました。書類審査によって「予備試験受験資格認定」「本試験受験資格認定見込み」、または「不認定」のいずれかとなる。

「予備試験受験資格認定」を受けた者は、筆記と実技試験による「歯科医師国家試験予備試験」に合格後、1年以上の実地修練を終了してから、歯科医師国家試験の受験が可能となる。「本試験受験資格認定見込み」を受けた者は「日本語診療能力調査」に合格した後に「本試験受験資格認定」を受けることで、歯科医師国家試験を受験することが可能となる。

「日本語診療能力調査」は日本語を用いて診療するために十分な能力を有しているか否かを調査するものである。前回の本部会報告書において、我が国の卒前教育の充実や、現状の「本試験受験資格認定」を受けた者の歯科医師国家試験の受験結果を踏まえ「日本語診療能力調査」の合格基準を見直すこととされ、新しい合格基準（以下「新基準」という）が令和3年から適用されている。本部会で新基準の妥当性を検討したが、新基準適用後の「日本語診療能力調査」を受けた者が少なく、結論を得ることはできなかった。そのため、新基準を引き続き採用するが、その妥当については受験資格認定のあり方も含めて引き続き検討することとする。

また「歯科医師国家試験予備試験」への共用試験CBTや共用試験臨床実習前OSCEの活用、「日本語診療能力調査」への歯学系診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（Post-CC PX）の活用は、今後、公的化共用試験やPost-CC PXの実施状況を踏まえて引き続き検討することとする。

以上です。

○一戸部会長 ありがとうございます。

IIIの歯科医師国家試験の受験資格認定という部分ですがいかがでしょうか、お気づきの点があればお願いします。

田口先生、どうぞ。

○田口委員 これも細かいことで恐縮です。6ページ目の上から2ブロック目の「また」のところで1行目です。共用試験CBTや共用試験臨床実習前OSCE、これはこれでよろしいですか。斎藤先生、この並びで大丈夫ですか。

○斎藤委員 田口委員がおっしゃっているのは臨床実習前という表現でしょうか。

○田口委員 共用試験CBT、CBTとOSCEは並列というか、臨床実習後のOSCEではないから、共用試験OSCEという表現でもいいのかなと思ったのです。

○斎藤委員 私もそう感じます。

○一戸部会長 共用試験CBTと共用試験OSCEと。

○田口委員 並べるのであれば、同じ並べ方のほうがいいのか。

○一戸部会長 共用試験CBT・OSCEとかでも。

○田口委員 それでもいいです。

○斎藤委員 臨床実習前と、ポスト、つまり臨床実習後とを区別したいという意図があって臨床実習前とつけているのだと思います。ただし、正式には、共用試験OSCEです。

○小澤試験専門官 分かりました。意図としてはおっしゃるとおり、前と後で区別したかったというところですが、そうしましたら、共用試験CBT・OSCEということによろしいでしょうか。ありがとうございます。そのように修正いたします。

○一戸部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

山本委員、お願いします。

○山本委員 5ページの最初のところですが、「外国の」という言葉が、次の「歯科大学」にしかかかっていないので、その後の「歯科医師免許」の前に「外国の」をつけないと意味が通じにくいと思います。「外国の歯科大学」を「外国において歯科大学」という書きぶりにするか、「外国の歯科大学」とするのでしたら、「または外国の歯科医師免許を」というようにされてはどうかと思いました。

以上です。

○一戸部会長 いかがでしょうか。

○小澤試験専門官 ありがとうございます。

ここら辺は外にというか、公表文書で出している書きぶりもあるかと思うのですが、記載を確認の上、特に問題なければ「または」の後に「外国の」と入れさせていただいて「歯科医師免許を取得した者」の前に「外国の」が来るように記載したいと思います。ここはほかの文書と併せて確認をさせていただければと思います。

○一戸部会長 ありがとうございます。

山本先生、よろしいでしょうか。

○山本委員 大丈夫です。

○一戸部会長 ありがとうございます。

小澤さん、確認ですけれども、5ページの一番下の段落、これも最初に2マス入っているのですか。

○小澤試験専門官 これは括弧の横が一応1マス、私もこれは確認したのですが、もう一度確認します。一応書式上は1マスです。

○一戸部会長 分かりました。

ほかはよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、次に進めさせていただきたいと思います。

IV「多数回受験者への対応について」ということでお願いいたします。

○小澤試験専門官 多数回受験者への対応について、歯科医師国家試験の受験可能回数制限について、前回の本部会報告書では、歯科医師国家試験合格後、臨床研修歯科医師とし

て歯科医業に従事する上で、多数回受験者が新卒者と比べて問題があるといった事実が確認できないことから導入は行わないこととした。

一方で、前回の本部会報告書において、臨床実習を終えて長期間経過した後に、歯科医師国家試験に合格した者へ、共用試験臨床実習前OSCEやPost-CC PXを課す等の仕組みについて検討する必要があるとされたが、卒前の能力評価に用いる試験を卒後歯科医師国家試験に合格した者へ課すことについての妥当性について十分検討する必要があるとの意見があり、シームレスな歯科医師養成の観点から、効果的な臨床研修が実施できるような卒後教育の仕組みについて検討する必要がある。

以上です。

○一戸部会長 ありがとうございます。

多数回受験者の部分ですがいかがでしょうか。

斎藤先生、どうぞ。

○斎藤委員 先ほど田口委員がおっしゃったように、共用試験OSCEでよろしいのではないですか。多分、医学系のほうはOSCEが臨床実習前と後にあるので、そのように区別していると思うのですが、歯学系は既に区別されていますので。

○一戸部会長 臨床実習前という言葉を取る。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、V「コンピュータ制やプール制の導入等について」というところをお願いします。

○小澤試験専門官 こちらは前回御提示したところからタイトルにプール制を出して、少し分けて話をしたというのが前回から変わっています。V「コンピュータ制やプール制の導入等について」、1. 歯科医師国家試験にコンピュータを活用すること（以下「コンピュータ制」という）と、動画を用いた出題について、コンピュータ制を歯科医師国家試験に導入する場合、各試験会場で一定以上の性能が担保された機器（モニター、サーバー等）を準備し、試験実施前にコンピュータやネットワークの不具合に対応できる体制を準備する必要があります。

歯科医師国家試験にコンピュータ制を導入し、視覚素材として動画を用いることで、臨床に即した出題が可能になるが、動画を用いた出題を行う場合は、画像を用いた現行の出題と比べて情報量が増え、難易度が上がる可能性があり、受験生の負担が増加する可能性がある。

また、作問時に動画の編集技術が求められること、動画の撮影時に複数人の協力が必要な場合があることから、作問時の負担が増加する可能性がある。

さらに口腔内の歯科臨床現場を撮影する場合、術野が狭く動画に高い解像度が求められることから、動画を再生するために用いる全てのコンピュータやモニタに一定の性能が要求される。

これらの点から、歯科医師国家試験にコンピュータ制を導入することと、動画を用いた出題を行うことは、利点があるもののクリアすべき課題が多く、段階を踏んだ導入の検討を行うことが望ましい。

2. 試験問題のプール制について、(1) 既出問題をプール問題とすることについて、良質な試験問題を一定数プールする目的で、平成14年(第95回)の国家試験から問題冊子の回収が行われ、回収された試験問題はブラッシュアップ(収集した問題の修正)プロセスを経て定期的に問題の内容を見直し、プール制へ移行を図ることについて平成12年の本部会報告書で提言された。しかし、平成17年度の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく異議申し立てに対する内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申を受けて、問題冊子の持ち帰りが認められたことから、事実上プール制への移行は困難となり、試験委員会が毎年作成する新規問題が歯科医師国家試験の主体をなしている。

(2) 公募問題をプール問題とすることについて、プール制への移行を図るためには、適切な問題を数多くプールする必要があることから、平成14年度より全国の歯科大学・歯学部に対し試験問題の公募を開始した。しかし、公募問題は試験委員会での推敲に要する負担が大きいことから、現在は新規問題の作問に必要な視覚素材を確保する観点から、視覚素材のみを公募している。

(3) 今後の試験問題のプール制について、前回の本部会報告書において「歯科医師国家試験のコンピュータ化によって、災害時等現行の体制では試験の実施が困難な状況においても、複数回の試験の実施等、柔軟な対応が可能となる意見がある」とされた。これは試験へのコンピュータの活用と試験問題のプール制を前提とした共用試験CBTと同様の方法、注釈2での試験実施を意味するが(1)と(2)で述べたとおり、事実上プール制に必要な一定の問題数を確保することは困難である。

なお、災害時等試験の実施が困難な状況について、ブラッシュアップされた既出問題や出題範囲が重複する等の理由で試験問題として採用されなかった新規問題を緊急時の試験問題として使用できるように備える等、柔軟な対応が行えるように準備をしておくことが望ましい。

ここで注釈の2を御覧いただければと思います。隣の9ページです。※2共用試験CBTと同様の方法、個々の受験者に対して難易度と識別力を同程度にそろえた異なる問題が出題され、異なる日時に受験が可能である。

8ページに戻りまして、3. AIの活用の可能性について、一定の問題数を確保するために、作問に際してのAI(人工知能)の活用の可能性が挙げられた。

AIの活用に関しては、一般的な内容を問う問題の作成に有効なのではないかという意見があったほか、問題文のみならず視覚素材の生成にも役立つのではないかという意見があった。その一方で、問題の内容や視覚素材の適切性の確認を行う必要があり、試験委員による修正作業が必要となる可能性も考慮しなければならないため、AIを作問ツールとして活用することが可能であるか否かについては、情報機密性の担保の観点も含め、今後のAI

の成熟状況も注視しながら検討する必要がある。

以上です。

○一戸部会長 ありがとうございます。

コンピュータ制、それからプール制の導入等について、少しここも分量が多いですが、何かお気づきの点はございますでしょうか。

林先生、どうぞ。

○林委員 これは以前に提言させていただいたモニターの後に伸ばすか伸ばさないかで、実は6ページと7ページでモニターが伸びている場合と伸ばしていない場合と混ざっていますので、これは統一してください。

○小澤試験専門官 失礼いたしました。これはモニタと伸ばさない方向で統一しますので6ページのほうの括弧内の伸ばし棒を取らせていただきます。

○林委員 サーバーは伸ばしたままでよかったですか。

○小澤試験専門官 サーバーは両方実はありまして、短くすると分かりづらいかないと思ひまして伸ばし棒を入れてあります。

○林委員 分かりました。

あと、6ページの最後の2行から次のページにかけてなのですが「動画を用いた出題を行う場合は、画像を用いた現行の出題と比べて」と書いてあるのですが、実は動画も広い意味では画像ということになってしまうので、この際、もうちょっとシンプルにするために「画像を用いた」というところを外してしまつて「動画を用いた出題を行う場合は、現行の出題と比べて情報量が増え」で話を通るような気がします。後で画像と出てこないのので、その部分をシンプルにさせていただいたらいいのではないかと思います。

○小澤試験専門官 ありがとうございます。

そうしますと、6ページの一番下の行の「動画を用いた出題を行う場合は」の後の「画像を用いた」を削除して「現行の出題と比べて」がまた続くということによろしいでしょうか。

○野上委員 よろしいですか。静止画像というように、画像を残すという選択肢もあるかなと思うのですが。

○一戸部会長 林先生、そこはどうですか。

○林委員 確かにそのとおりなのですが、今度は静止画というのは何なのかという定義もどこかに出さないと、わけが分からなくなってくる可能性があるので、ざっくりと動画を用いたものが現在と違うというレベルでいいかなと思います。正確には静止画なのですが、ここはシンプルでいいかなと思いました。

○一戸部会長 よろしいですか。

では「画像を用いた」という、このフレーズを取るということによろしいでしょうか。

山口先生、お願いします。

○山口委員 日本語上の問題で、7ページの(2)の4行目のところ、3行目から4行目

にかけて「から」「から」というのが2つあって「公募問題は、試験委員会での推敲に要する負担が大きいことから、現在は新規問題の作問に必要な視覚素材を確保する観点から」と、後ろの「から」が日本語として変ではないかという気がしたので、例えば「確保する観点において」とか、日本語の工夫をしていただいたほうがいいのではないのでしょうか。

○小澤試験専門官 ありがとうございます。

ここは4行目の後ろの観点の「から」をもうちょっと分かりやすいように適切な言葉に変えさせていただきたいと思います。

○一戸部会長 ありがとうございます。

林先生、どうぞ。

○林委員 8ページ目の3ポツのAIの活用の可能性についてのところで「その一方で、問題の内容や視覚素材の適切性の確認を行う必要があります、試験委員による修正作業が必要となる可能性を考慮しなければならない」というのが回りくどいというか、正確に言っているのでしょうかけれども、もう少しシンプルになるのかなと思いました。というのも適切性の確認は誰が行うのかということ考えると、試験委員なのかなという気もするので、問題の内容や視覚素材の適切性の確認を試験委員には、まとめると、もうちょっとシンプルになるのかなと、要するに可能性も考慮しなければならないレベルではなくて修正作業は必要になってくると思うので、これは試験委員による問題の内容や視覚素材の適切性の確認が必要となるためとか、そんな感じでシンプルになるのかなと思いました。

○小澤試験専門官 前段の「その一方で」の後ろに続く文章が2つとも「試験委員による」なので、それをまとめられないかということですよ。

○林委員 シンプルになったら読みやすくなるのかなと思いました。

○小澤試験専門官 そうしましたら、ここは表現を工夫して、両方とも試験委員がやるのだよということクリアにすることで、後で修正させていただきます。

○斎藤委員 よろしいですか。今のところは林委員と同様に感じたのですが、適切性の確認を行うのは試験委員会で、実際に修正するのは試験委員だからこれでいいのかなとも思いました。前のページで、公募問題をプール問題とすることについての3行目のところで「試験委員会での推敲に要する」というような表現がありますので、この辺のところの整合を取られる必要があると思いました。

○一戸部会長 ありがとうございます。

問題の内容や視覚素材の適切性を試験委員会で確認して、その確認に基づいて試験委員が修正するみたいなニュアンスになればいいですか。

○斎藤委員 林委員がおっしゃったように回りくどいと思いましたので。

○小澤試験専門官 記載したときは御指摘のとおり「委員会で」と最初はここに入っていたのですが、委員会と委員があまりに近くに來たので前段を省略したところがあったのですが、確かに誰が、委員を出してしまうと、全ての行為が委員となってきてしまいます。

7ページの「委員会での推敲に要する」は、報告書で以前に出された言葉なので、これ

はこのまま生かすということを考えて、後ろの「この試験委員による」という文言を前のページと合わせて試験委員会と同じレベルにしてしまうのがいいかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○林委員 結構だと思います。

○小澤試験専門官 そうすると、委員会であれば、前半も後半も含めて委員会で行われることなので、2つのことが1つで行われるというのを分かりやすいようにということで、後で文章を考えてみます。

○一戸部会長 ありがとうございます。

試験委員会の作業ということで統一していただきます。

ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、VI「視覚素材の公募について」というところをお願いします。

○小澤試験専門官 VI「視覚素材の公募について」、視覚素材の質の問題や同一症例について作問に必要な検査画像がそろっていないこと等の課題はあるものの、歯科医師試験委員会での公募による視覚素材の取扱いについて運用の改善を図った結果、活用される機会が増えつつある。

応募する際の留意事項について、撮影条件や画像品質、作問に必要な検査画像等についてより詳細な記載をする等の改善を行い、公募による視覚素材をより活用しやすくする必要がある。

以上です。

○一戸部会長 ありがとうございます。

視覚素材の公募のところですがいかがでしょうか。

林先生、どうぞ。

○林委員 1段落目の主語が分かりづらいと思います。「活用される機会が増えつつある」という末尾なのですけれども、何がというのが分かりづらいので、例えば1文になっているので「視覚素材は」としてしまっただけで「その質の問題や」としてしまおうと分かるのかなと思います。ですから「視覚素材は」と始めて「視覚素材は、その質の問題や」とかしてしまおうと、最後の「活用される機会が増えつつある」が締まるのかなと思いました。

○小澤試験専門官 ありがとうございます。

ここも何が活用されるのかをクリアにするようにということで、後で直させていただきます。

○一戸部会長 斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員 2行目の歯科医師試験委員会も試験委員会にするということによろしいですね。

○小澤試験専門官 おっしゃるとおりだと思います。ここは表現を全体的にそろえたいと思います。ありがとうございます。

○一戸部会長 ありがとうございます。

興地先生、どうぞ。

○興地委員 冒頭のところで検査画像という言葉があえて使われていますけれども、いろいろな種類の画像の中で特に検査画像と特定する必要があるのかなというところは、いかがなのでしょう。

○小澤試験専門官 ここはワーキングの議論の中で、放射線であるとか、そういったところが少し強調されていたところがあったので、それをイメージして検査としていましたがそれだけではないというのはおっしゃるとおりかと思しますので、そうすると、検査を外すということによろしいですか。そうすると、同一症例について作問に必要な、ここが先ほどの画像問題、いかがでしょうか。

○林委員 このように大枠として俯瞰するようになってきた状況ですので、ここの検査を外してもいいかなと思いますがいかがでしょうか。ただ、次のパラグラフの検査画像のほうをどうするかというのも出てくるのです。

○一戸部会長 いかがですか。検査という言葉がなくても十分分かるかなという気はしますけれども、よろしいでしょうか。

○小澤試験専門官 そうしましたら、1行目の検査画像の「検査」を落として、2段落目の1行目の「検査」も落としてということによろしいでしょうか。

○一戸部会長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは「その他」と「おわりに」もお願いします。

○小澤試験専門官 「その他」、歯科医師国家試験で採用している多肢選択式問題は、知識の評価には適しているものの、技能の評価としては必ずしも適切とは言えないという意見がある。歯科医師国家試験としての技能の評価について、公的共用試験OSCEや今後のPost-CC PXの成熟状況を踏まえつつ、より適切な評価方法について検討を行うことが望ましい。

VIII「おわりに」、公的化共用試験と歯科医師臨床研修、歯科医師国家試験のあり方については引き続き議論が必要である。令和8年度を目処にそれぞれの試験の関係性について整理し、その結果を踏まえ、問題数及び合格基準等について改善が必要な場合は、令和9年度を目処に検討を開始し、その後の歯科医師国家試験に適用できるよう努める。

以上です。

○一戸部会長 ありがとうございます。

「その他」と「おわりに」、最後の部分ですが、何かお気づきの点はいかがでしょう。

栗野先生、どうぞ。

○栗野委員 先ほども出てきたPost-CC PXという表現が最近歯学生共用試験PXという表現を使うようになってきているので、それを御確認していただいて、意味合いとしてはPost-CC PXのほうが僕は分かりやすかったですけれども、最近この言葉を使っていないように私は捉えていますので確認していただければと思います。

○一戸部会長 ここは斎藤先生、何か。

○斎藤委員 そのことについて私は正確に理解してなかったです。田口委員、いかがですか。

○田口委員 どちらの表現もあると思うのです。だから、全体でそろってあればいいのかなとは思いますが。

あと、今御指摘のところの公的化共用試験OSCEという公的化共用試験というフレーズと共用試験OSCEが一体になってしまっていますけれども、どうでしょう。ここは技能の評価の話ですので共用試験OSCEだけでもいいのかもしれないと思っております、公的化を外してもいいのかなと思っております。

○小澤試験専門官 ありがとうございます。

そうしましたら、3行目の後半の部分、公的化共用試験OSCEの「公的化」を削除して、あと、4行目のPost-CC PXについては、ほかに登場するところも踏まえて、表現について再度確認して統一して表記するというところでよろしいでしょうか。

○栗野委員 もう1点よろしいでしょうか。「おわりに」のほうの2行目ですけれども、ここは公的化共用試験と歯科医師臨床研修、歯科医師国家試験、この3つが並んでいて、令和8年度を目処にそれぞれの試験の関係性について、この「試験の」というのが気になって「試験の」はなくてもいいのかなと、臨床研修は試験ではありませんので、それぞれの関係性についてというのでいいのかなと思いました。

○小澤試験専門官 そうしましたら、2行目の「令和8年度を目処にそれぞれの」の後の「試験の」を削除して「それぞれの関係性について」ということで、ありがとうございます。

○一戸部会長 ありがとうございます。

野上先生、どうぞ。

○野上委員 共用試験に公的化の文字をつける場合とつけない場合の区別が私の中でよく分からないと今思っているのですけれども、OSCEとかCBTとか、どちらかにフォーカスする場合には公的化をつけずに共用試験CBTとか共用試験OSCEという形で言っているのでしょうか。

○小澤試験専門官 おっしゃるとおりです。一般的なCBT、OSCEについては公的化をつけておらず、あと、過去に言われて、また、公的化されていないときに言及された文章についてはそのまま載せていますが、今回公的化したということを踏まえて、よりそのことについて考えなければいけないというところについては公的化をつけるということで今書いております。

○野上委員 戻るのですけれども、6ページのところの予備試験への共用試験CBT、OSCEの活用というのは、それは公的化共用試験ではなくて、もしかしたら、ばらしたりする可能性があるので共用試験OSCEとか、共用試験CBTという形で公的化ではない形で言及するような方針なのではないでしょうか。

○小澤試験専門官 ばらすというところまでは考えていなかったのですが、もともとこの議論が開始されたときに公的化されてなかった共用試験をというところであったので、ここにおいては公的化が入っても入ってなくても同じことにはなるかとは思いますが。ただ、公的化とすると、今のところでは日本の学生しか受けられないものになっておりますので、同じような試験を外国の学校を出た方に課すときに、それが公的化された共用試験と同じになるかどうかは分からないので、となると、同じようなものとして、概念としてであると、ないほうが今のところいいのかなと思っております。少なくとも公的化したものを当てるかどうかの議論には今までなっていないかなと思います。

○野上委員 その辺りの複雑な事情を分かっている方が見れば、適切な使い分けなのだと思うのですがけれども、報告書を読むときに、そこまで詳しいことを知らない人が読むと、公的化共用試験とか、共用試験CBTとか、公的がついてたりついてなかったりするのはどういうことなのかとか、大して気にしないで読み流してしまうかもしれないのですがけれども、私自身がどう区別しているのかがよく分からないと思いましたので、あえて詳しく説明しなくてもいいのかもしれませんが、ちょっと気になりました。

○小澤試験専門官 今回、便宜的に書く上で公的化共用試験という表現を使って文章に散りばめられていますけれども、そもそもは公的化共用試験もこの中で定義したものでありますので、どこの状況に公的化共用試験を当てはめるのかも含めて、もう一度整理させていただければと思います。ありがとうございます。

○一戸部会長 三浦委員、どうぞ。

○三浦委員 VIIIの「おわりに」の最初の行ですけれども、出てくる順番が時系列的には、共用試験、歯科医師国家試験、その後に歯科医師臨床研修の順番になるかと思うので、これは何か意図して臨床研修のほうを先に持ってきたというのがなければ、時系列で合わせたほうがいいのかと思いました。

○小澤試験専門官 そうすると、順番としては。

○三浦委員 共用試験、国家試験があって臨床研修です。

○小澤試験専門官 ありがとうございます。そうしましたら、8ページの1行目、公的化共用試験と歯科医師国家試験、医師臨床研修のあり方についてということによろしいでしょうか。

○一戸部会長 そういう時系列に並べるということによろしいでしょうか。これは国家試験の制度改善の報告書なので、国家試験だけ見えるようにしたのかなとも思ったのですが大丈夫ですか。

○小澤試験専門官 構図的には国家試験とそれ以外というところで。

○三浦委員 そうであるのだったら、明確にその意図が分かるので、歯科医師国家試験にフォーカスを当てた順番ということで了解しました。

○小澤試験専門官 では、このままで、ありがとうございます。

○一戸部会長 例えば公的化共用試験及び歯科医師臨床研修と歯科医師国家試験とかと書

くとフォーカスされるかもしれないです。検討してください。

○小澤試験専門官 ありがとうございます。

○一戸部会長 斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員 細かい点ですが正確に理解したいのですが、歯科医師法では国家試験は知識と技能を評価する試験ということなので、「その他」で、知識の評価には適しているものの、技能の評価としては必ずしも適切とは言えないというような文章になっているということでもよろしいですか。通常は技能・態度になると思います。

○小澤試験専門官 これは今おっしゃったとおり、歯科医師法の記載に合わせての記載ということを書いております。

○斎藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○一戸部会長 野上先生、どうぞ。

○野上委員 9ページの※2の説明ですけれども、共用試験の説明として、このような形の説明を私初めて見まして、IRTを使ったとかというような書き方を避けて、識別力と難易度をそろえたみたいな書き方にしているのは、何か理由があるのでしょうか。

○小澤試験専門官 これはワーキングの中の議論でもあったところではあるかと思うのですけれども、確かに共用試験CBTの説明であればIRTを用いるというのはおっしゃるとおりなのですけれども、同様の方法としたときに、要するに国家試験イコールIRTと今後なれるかどうか分からないのでということと、あとは医師の報告書で書かれていた書きぶりと一緒にこのような書き方にさせていただいたところです。

○一戸部会長 よろしいですか。

○小澤試験専門官 ただ、医師の報告書でもそれイコール共用試験CBTがそうだということはいき切っていなかったもので、ここは共用試験CBTと同様とは言っているもので、もう少し正確に記載したほうがよいということであれば、ここはさらに検討いたします。

○一戸部会長 ワーキングのときに、あまりIRTを前面には出さないでいいのではないかなというような話があったような記憶があります。

○斎藤委員 私もあまり詳細に書いても理解が難しいのではないかと思います。

○野上委員 深く突っ込まないことにいたします。

○一戸部会長 ありがとうございます。

興地先生、どうぞ。

○興地委員 「おわりに」の最後の3～4行です。「それぞれの試験の関係性について整理し、その結果を踏まえ、問題数及び合格基準等について改善が必要な場合は」と、等がついているからいいのですけれども、この3つの在り方についての議論というのは一番大きいのは出題内容ではないか。それが書かれていないのは何か違和感を覚えたのですがいかがでしょうか。要はこの報告書に載っている全てのことについて、また検討するようなニュアンスだとはもちろん読み取れるわけですけれども。

○小澤試験専門官 意図としては出題内容も含めてということは考えておりました。

○一戸部会長 この報告書に出てくる全部を書きますか。問題数、合格基準、出題形式、出題内容。

○小澤試験専門官 もし、書くとしたら、2ページのⅡの2以降です。問題数、合格基準、出題形式、出題内容、このうち出題形式は在り方の比較で変わることはなかなかないのかなと思いますので、であると、もう一つは出題内容なので記載して、出てきた順で、問題数、合格基準、出題内容等。

○一戸部会長 ここに出題内容という言葉を追加するのでよろしいですか。

○林委員 そうすると、先ほどのコンピュータ制というのは、ここには。

○一戸部会長 書き始めるときりがありません。

○林委員 出題方法というのも入ってきてしまう。

○小澤試験専門官 コンピュータ制については、今回当然コンピュータが採用されればコンピュータで出すということが出題方法には入ってくるかと思うのですが、今回の出題方法の中には、コンピュータということはまだ検討していないので、ここは話を分けたほうがいいのかと思っております。

○林委員 出題方法という言葉を使ったらいいかなと私は思ったのですが。

○一戸部会長 改善することではない、これから導入するかどうかです。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

栗野委員、どうぞ。

○栗野委員 4番目の多数回受験者への対応、先ほどのところと同じことになるかと思うのですが、卒後の国家試験を合格した者に対して、共用試験、臨床実習前OSCEやPost-CC PXを課す等の仕組みについて検討するという、これは恐らく臨床能力試験的なものを課すということだと思うので、これだと法的にも難しそうですし、類似した臨床能力試験とか、そういう表現にしたほうが混乱は少ないのかなと。

○小澤試験専門官 今のはⅣの2段落目の1～3行目のところですね。ここは前回の報告書に記載された内容なので、前提としてはこういうことがあったということですので、このままで思ったのですがいかがでしょうか。そういうことではないですか。

○栗野委員 前回のを踏まえてそのまま書かれているということだとは思いますが、先ほどからずっと使い分けが、読んでいくとだんだんわけが分からなくなってきそうな感じがしましたので、本来の意味というのは臨床能力試験なり、そういったものを課すということが趣旨だったのではないかということで、そこで無理くりOSCEとかPXというのを持ってくる必要はないのではないかなと、基本的に立てつけ上、今のままでこれは恐らく無理なので、類似したものをやるということであれば、表現としてはいいのかなとは思いますが。

○一戸部会長 ここは前回の報告書の文章をそのまま引用しているので、その後で妥当性等について十分検討する必要があるという内容になっている。もし、分かりやすくするな

ら鍵括弧をつけてしまう。前回の報告書においてで鍵括弧をつけて必要があるまで、そうすれば、その報告書を引用したのが分かりやすいと思いますでしょうか。

○小澤試験専門官 そうしたら、ほかの部分も含めて、前回の報告書において述べられたものは全部鍵括弧をつけて、表現もそうすると前に書いたものと同じようにする。

○栗野委員 先ほどおっしゃっていたように、少し整理されたほうがいいかな。OSCEの表現とか、先ほどの公的化共用試験という、2ページに（以下「公的化共用試験」）と書かれているので、それを踏まえて次が流れていくと思うのですけれども、公的化共用試験という言葉を使ったり使わなかったら、先ほど御説明があったのである程度分かってはいるのですけれども、ただ、読まれる方は先ほど御意見のあったとおり、分かりにくいのかなと思います。法的な立てつけがある共用試験を無理くり卒後の試験に当てはめるような意味合いに捉えてしまうので、ここはあくまでもそれとは違う、類似したものというのを分かるようにしたほうが、意外と読む方は分かりやすいのではないかなと思います。御検討していただければと思います。

○小澤試験専門官 分かりました。ありがとうございます。

○一戸部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

林先生、どうぞ。

○林委員 用語の細かい話で恐縮ですけれども、5ページの英語問題の真ん中辺に、学ぶ習うという学習を使われているのです。先ほどもありましたけれども、学ぶ修めるほうの学修を使う機会が多くなって、ここは英語能力を修めるというようなニュアンスがあるので、この一般的な学ぶ習うのほうでよろしいのでしょうか。

○小澤試験専門官 ここは修の字ですと、与えられた過程を修めるといったような意味があると思ひまして、英語については当然歯学教育の中で学んだ力を試すというのは間違いないと思うのですけれども、ここは悩んだところではあります。

あと、ほかの職種というか、医師の報告書の書き方と合わせたつもりではあったのですが、再度確認をいたしまして習の字はどちらを使うか確認させていただきます。

○一戸部会長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

それでは、後でまたお気づきの点あればお願いしたいと思いますけれども、一旦資料1はここまでにさせていただいて、資料2の説明もありますので、これをお願いします。

○小澤試験専門官 続きまして資料2、ピンクの横の資料を御覧いただければと思います。

こちらは参考資料ですけれども、報告書を公表する際に、その後ろに参考資料としてつけるものでありまして、基本的には今までの経緯であるとか事実ベースでまとめられたものです。

まず1ページ、卒前・卒後の歯科医学教育をめぐる近年の動きということで、左はじに3つのセクションに分かれた色がございまして、一番上の青い部分が歯学部の教育、真ん

中が国家試験、一番下が卒後臨床研修に関する近年の動きということで記載をしてございます。

2 ページ、こちら歯科医師国家試験の実施と見直しに関する大きな流れということでございまして、基本的には歯科医師国家試験の流れをこちらに記載してあります。年度の初めに医道審議会において実施方法を決定して、後に試験委員会を実施し、最終的にはまた分科会で合格者の決定をするという流れが書いてございます。

3 ページ、こちらは現行の令和5年版の歯科医師国家試験出題基準の概要、それから、ブループリント、それぞれの項目を何%出すということで記載してあります。

4 ページ、制度改善の概要というところでございます。ここには過去2回の制度改善、平成30年、それから、令和5年版の基準を出したときの議論について書いておりまして、今回の議論というのは、分かりづらいのですが出題基準が一応2回出すということを報告書で明記しておりますので、この表でもそのように令和9年版と令和12年版が出て、それぞれの内容について記載してあります。

令和9年版では今回出題内容として2点充実させることが出たかと思っておりますので、そこについて記載しております。合格基準については、ここに出題形式も含まれてはいるのですけれども、XXタイプが今回廃止ということになりましたので、それを記載しております。

これも書き方を実は悩んだのですが、令和9年版の中で120回と書いてあるのですが、XXタイプは令和8年から廃止するというところが分かりづらいかと思いますので、ここはまた検討と思いますが、一応ここにもはっきり変更事項としては記載する必要があるかと思っておりますので、このような記載にしてあります。

令和12年版については、大事なこととしては令和4年度改訂版のコア・カリの内容を大きく反映させるというのが大きな目標かと思っておりますので、このように記載してあります。ここも本文の書き方、コア・カリの年度改訂版はここも併せて記載をしようと思っておりますので後々ここは変わるかもしれません。

5 ページ、こちらが現在の問題数と試験時間の配分ということで書いております。

6 ページ、問題形式についてですが、ここでも改めて令和8年から廃止と書いております。XXタイプの廃止、それ以外は今までどおりということで、このように記載しております。

7 ページ、これは今までの国家試験の変遷ということで時系列的にまとまっております。

8 ページ、合格基準ということで現在は①②③ということで3つ領域があるうち2つが相対基準で1つは絶対基準、点数の配点についても上に書いております。

9 ページ、合格者数の推移ということで、過去10回分の合格者数、合格率をまとめております。括弧内は新卒者です。

10 ページ、その内容をグラフに示したものです。

11 ページ、男女別合格者数の推移ということで、さらに過去5回については男女別で数

字を出しているところがございます。

12ページ、卒業年次別の受験者数ということで、これは何回実際に受けたかということではございませんが、卒業してから何回受験可能回数な人が、どれぐらいそのときに受験したかということで、これは117回についての数字を記してあります。

13ページ、外国歯科医師と書いてありますが、外国の歯科医学校を卒業した者についての説明がありますので、その制度の補足をここでしております。

14ページ、その制度、2つある受験資格認定と予備試験受験資格認定について、それぞれどういった基準でこの2つの認定に振り分けられるかというのをこちらに記載しております。

15ページ目、この歯科医師国家試験の予備試験について、実際に試験の内容をこちらに記載してございます。

最後の16ページ、この受験資格認定について、左の2行は受験資格認定の状況ということで、まず、どちらの制度に振り分けられたのが何人いるかということで人数を記載しております。右側はさらに予備試験、試験が3つございますので、それぞれがどれぐらい受験して合格者がいるかというのを時系列的に表記してございます。

参考資料については以上です。

○一戸部会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に何か御質問等はございますか。

林先生、どうぞ。

○林委員 3ページの右側のほうの歯科医学各論、50%の内訳で、各論I～Vまでの数字を足し算すると100にならないのですが、歯科医師国家試験出題基準の令和5年版の後ろのほうを見ると、一番下の各論Vについては約10%となっております。こちらのほうですと足すと100になると思います。2%外れているのは何かあるのですか。

○小澤試験専門官 これはミスだと思いますので、後で確認させていただきます。ありがとうございます。

○一戸部会長 8ではなく10、ありがとうございます。

斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員 以前にも申し上げたことがあります、K・V部会が医道審議会歯科医師分科会の下に設置され、歯科医師国家試験終了後に問題の妥当性を検討していますが、実際にはK・V部会は、ほとんどが試験委員で構成されています。これは私の感想ですがけれども、自分達が作問し、膨大な時間をかけてブラッシュアップした問題に対してディフェンスの気持ちが働いてしまい、公正、公平に問題の妥当性を検討するのが困難であることがあるのではないかと思います。

したがって、例えば第三者の委員からなる部会を組成するとか、K・V部会の中に第三者を多数入れるとか、そういったことで試験問題の妥当性をしっかりと検討していく必要があるのではないかと感じていますので、今後ぜひご検討をお願いいたします。

○一戸部会長 今後の宿題ということによろしいですか。ありがとうございます。

野上先生、どうぞ。

○野上委員 7ページの歯科医師国家試験の変遷の表です。過去につくられたものなのかもしれませんが、これを見ると、第116回のときの変更が何もないように見えてしまうのですけれども、実際には必修問題でAタイプだけではなくX2も採用されていたり、合否判定の領域が統合されるという大きな変更がされているので、そこら辺のことも分かるように盛り込んでいただけるといいかなと思います。この表だけ見ると何もしていないように見えてしまって残念だなと思います。

○小澤試験専門官 ありがとうございます。

ここは私も合格基準が変わったところは少し盛り込めたらとは思っていたのですが、記載する場所も悩んだところであります。この表でもう少し見やすく、全体的に分かるようなものを御準備しようと思います。

○一戸部会長 ありがとうございます。

仲野先生、どうぞ。

○仲野委員 男女別の合格率を資料として出されていますが、これはどのような意味があるのでしょうか。

○小澤試験専門官 こちらについては過去からの公表事項ということで出してはおりまして、他職種との並びも取って一応出しているところであります。

○一戸部会長 仲野先生、今の御説明でよろしいですか。

○仲野委員 このデータから女性のほうの合格率が高いのだなというのは分かりますが、それが歯科医師国家試験に関してどのように関係しているかというところがわからず質問させていただきました。

○一戸部会長 ほかの職種との並びでもあるということのようです。

興地委員、どうぞ。

○興地委員 6ページ、今、気がついたのですが、一番下、これは順番問題という言葉でよろしかったでしょうか。順序問題のような。

○小澤試験専門官 失礼いたしました。順序問題です。

○一戸部会長 ありがとうございます。

斎藤委員、どうぞ

○斎藤委員 3ページ目の出題基準に関連したところなのですがすけれども、前回の報告書では「臨床研修歯科医師として必要な知識・技能について」や「診療参加型臨床実習で経験する内容を考慮し、実際の臨床で遭遇する頻度等を踏まえて疾患等の位置付けを行い」といった記載があったかと思います。ただし、今回その辺のところは議論されなかったのですが、ブループリント作成に影響を与える重要なところですので、今後引き続き検討をお願いしたいと思います。

○小澤試験専門官 承知いたしました。ありがとうございます。

○一戸部会長 ありがとうございます。

ほかに全体を通していかがですか。今の資料2、それから、先ほどの資料1でも結構です。

高橋先生、どうぞ。

○高橋委員 すごく細かいことなのですが、11ページの男女比のところの数なのですが、括弧が単位になっていて、男女比というのがこの括弧の中に入っていて、括弧のつけ方に違和感があったのです。パーセントにするのか、括弧が比なのかという、その書き方も整理いただけるといいかなと思いました。もし、書くのだったら括弧で男女比ですか。どう書けばいいですか。

○小澤試験専門官 括弧内のことをさらに単位で括弧をつけているので、よく分からなくなっているということですね。ちょっと検討させていただきます。

○一戸部会長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。全体としてよろしいでしょうか。

たくさん御意見をいただきましてありがとうございました。書きぶり等、細かいところで御指摘をいただきましたので、これは修正していただきますが、本質的なところでは特段の問題はなかったかと思しますので、この修正の確認については、たくさんありますけれども、部会長にお任せいただければと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(委員首肯)

○一戸部会長 ありがとうございます。

それでは、今日御指摘いただいた部分を反映させた内容について最終確認をさせていただいた上で、公表の手续に進んでいただければと思います。ありがとうございます。

それでは、ちょうど時間になりましたので、本日の議事は以上とさせていただきますと思いますけれども、事務局から最後に御追完をお願いします。

○小笠原試験免許室長補佐 本日も御議論いただきまして誠にありがとうございました。

先生方から御提案いただきました事項につきましては、来年度以降に予定しております歯科医師国家試験出題基準の改正に反映することとしております。先生方には今後とも御助言をいただくこともあろうかと存じますが、歯科医師国家試験の適正な実施のため、ぜひ御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

委員の皆様方には、毎回長時間にわたり活発に御議論いただきましてありがとうございました。それでは、これで閉会いたします。ありがとうございました。

○一戸部会長 どうもありがとうございました。